

海上保安学校学生（航空・整備）に対する基礎研修仕様書

海上保安学校

1 契約件名

海上保安学校学生（航空・整備）に対する基礎研修

2 適用

この仕様書は、海上保安学校が発注する研修（海上保安学校学生（航空・整備）に対する基礎研修）契約に適用する。

3 研修場所

- ① 海上保安学校
- ② 受注者指定場所（京都府舞鶴市字長浜 2 0 0 1 番地から概ね 1 5 0 km 以内）

4 研修日程

日時：契約日から令和 7 年 3 月 7 日までの 1. 5 日間

5 履行期限

令和 7 年 3 月 7 日（金）

6 履行内容

研修者 2 6 名に対し、（1）～（3）の内容を行うこと。

（1）安全講話

- ・ 学生 2 6 名に対し実施する。
- ・ 学生その他、海上保安学校教官も聴講予定。
- ・ 実施場所は海上保安学校とし、実施時間は 3 時間 3 0 分程度とする。

（2）機体等整備工場の見学

- ・ 学生 2 6 名に対し実施する。
- ・ 請負業者格納庫および装備品等整備室の見学を実施する。

（3）請負業者インストラクターによる回転翼航空機を模擬したシミュレーターを使用した非常操作の見学

- ・ 学生 2 6 名に対し実施する。
- ・ 請負業者インストラクターにより下記内容を実施する。
エンジン火災、オートローテーション、セトリングウィズパワー等

7 その他

- （1）研修目的に応じた教材（持ち帰り可であること）を受注者で準備すること。
- （2）JCAB レベル C 相当以上のフライトシミュレーターを使用すること。
- （3）研修中はバス駐車場（15×4m 程度）及び運転手休憩場所を確保すること。

8 仕様

- (1) 本契約の履行に際し、本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、監督職員と協議うえ、実施すること。
- (2) 受注者は、本契約の内容を外部に漏らしてはならない。
- (3) 上記6による研修を実施し、当校検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
- (4) 支払いは履行完了後、一括払いとし、受注者は検査職員による検査合格後、海上保安学校の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。なお、海上保安学校は受注者から適正な請求書を受理した後、30日以内に受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。